平成２５年（フ）第２０３号
奈良県大和高田市土庫２丁目13番26号　サニーハイツ203号
債務者　浅井　善惠
1　決定年月日時　平成25年８月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月25日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２５年（フ）第６３号
山口県宇部市中村３丁目２番３―101号　河野ハイツ、従前の住所山口県宇部市大字東須恵1468番地１　流川壱番館
債務者　多田　　透
1　決定年月日時　平成25年８月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月26日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２５年（フ）第５７号
北海道北見市中央三輪２丁目397番地14
債務者　小野原忠好
1　決定年月日時　平成25年８月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月30日まで
釧路地方裁判所北見支部破産係

平成２５年（フ）第３０６号
埼玉県八潮市緑町２丁目８番地２　グリーンパーク第３八潮512号室
債務者　日暮　正二
1　決定年月日時　平成25年８月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月30日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２５年（フ）第３２７号
埼玉県越谷市花田１丁目35番地29　スカーレット東越谷202号、旧住所埼玉県越谷市東越谷３丁目３番地17　クレールハイツ103
債務者　木村登志枝
1　決定年月日時　平成25年８月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月30日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２５年（フ）第４５２号
千葉県市原市五井中央東１丁目16番地13　平田ハイツ305号室
債務者　奥山　好幸
1　決定年月日時　平成25年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月30日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第５６６号
千葉市花見川区花見川２番19棟506号
債務者　櫻井美代子
1　決定年月日時　平成25年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月30日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第５７９号
千葉県八千代市八千代台南２丁目５番３号ハイツ大木201
債務者　澁谷　文男
1　決定年月日時　平成25年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月30日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第５８４号
千葉県白井市復1510番地の18、申立時の住所千葉県船橋市高野台２丁目15番14号
債務者　山縣　政光
1　決定年月日時　平成25年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月30日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第５８６号
千葉県浦安市東野２丁目３番17号　ミカミハイツ101
債務者　原口　和也
1　決定年月日時　平成25年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月30日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第５８７号
千葉県八千代市村上1113番地１　１街区34棟1103号
債務者　中村　健一
1　決定年月日時　平成25年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月30日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第５９５号
千葉県市川市北方２丁目33番２号　クレール北方Ｂ棟102号
債務者　齊藤　知子
1　決定年月日時　平成25年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月30日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第５９８号
千葉市花見川区花見川９番23棟306号
債務者　森川　　洋
1　決定年月日時　平成25年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月30日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第６１０号
千葉県市川市若宮１丁目12番９号　メゾン小島202号
債務者　高嶋　奈々（旧姓町田・福田）
1　決定年月日時　平成25年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月30日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第６１４号
千葉県市川市南八幡１丁目18番18―103号　第７ＦＫビル
債務者　中村　明善
1　決定年月日時　平成25年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月30日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第６３１号
千葉県船橋市高根台３丁目２番226棟３号
債務者　山田　政一
1　決定年月日時　平成25年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月30日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第６８１号
千葉県八千代市高津832番地１　高津団地３街区１棟402号
債務者　今村水穂子
1　決定年月日時　平成25年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月30日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係